

◎佐賀県条例第7号

佐賀県佐賀空港条例等の一部を改正する条例

(佐賀県佐賀空港条例の一部改正)

第1条 佐賀県佐賀空港条例（平成10年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別表第1（第17条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1 略 2 消費税法（昭和63年法律第108号）第7条の規定により消費税を免除することとされた航空機以外の航空機にあっては、当該着陸料及び停留料の額にそれぞれ<u>100分の108</u>を乗じて得た額を着陸料及び停留料の額とする。 3 略</p> <p>別表第2（第17条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1 略 2 次に掲げるもの以外の土地の使用に係る使用料の額にあっては、この表の使用料の額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。 (1)・(2) 略 3～6 略</p>	<p>別表第1（第17条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1 略 2 消費税法（昭和63年法律第108号）第7条の規定により消費税を免除することとされた航空機以外の航空機にあっては、当該着陸料及び停留料の額にそれぞれ<u>100分の110</u>を乗じて得た額を着陸料及び停留料の額とする。 3 略</p> <p>別表第2（第17条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1 略 2 次に掲げるもの以外の土地の使用に係る使用料の額にあっては、この表の使用料の額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。 (1)・(2) 略 3～6 略</p>

(佐賀県港湾管理条例の一部改正)

第2条 佐賀県港湾管理条例（昭和47年佐賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

別表第1 (第3条、第4条関係)

使用料

区分		単位	単価	
重要 港湾	略			
	上屋	雑貨上屋を使用 する場合	使用面積1 平方メート ルにつき1 日	7.2円
		水産上 屋を使 用する 場合	昭和51 年度に 建設し たもの を使用 する とき	11.5円
			昭和54 年度に 建設し たもの を使用 する とき	12.5円
略				
略				
略				

備考 略

改正後

別表第1 (第3条、第4条関係)

使用料

区分		単位	単価	
重要 港湾	略			
	上屋	雑貨上屋を使用 する場合	使用面積1 平方メート ルにつき1 日	7.2円
		水産上屋を使用 する場合		12.5円
			略	
略				
略				
略				

備考 略

第3条 佐賀県港湾管理条例の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(使用料等)</p> <p>第4条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1の規定により算定した額の使用料(港湾施設用地の使用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料にあっては、日割りをもって算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の使用料)を一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 重要港湾においては、入港した船舶(法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶及び総トン数700トン未満の船舶を除く。)の船主は、入港1回につき入港した船舶の総トン数(総トン数に1トン未満の端数がある場合は、1トンとして計算する。)に2円(本邦の港と本邦以外の地域の港とを往来する船舶(以下「外航船舶」という。)以外の船舶にあっては、<u>1円8銭</u>)を乗じて得た額の入港料を納付しなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(占用料及び土砂採取料)</p> <p>第12条 県が管理する港湾区域内の水域又は公共空地について法第37条第1項の規定による占用又は土砂の採取(以下「占用等」という。)の許可を受けた者(以下「占用者等」という。)は、別表第2の規定により算定した額の占用料(消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあってはその額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の占用料)又は別表第3の規定により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の土砂採取料を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第4条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1の規定により算定した額の使用料(港湾施設用地の使用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る使用料にあっては、日割りをもって算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額の使用料)を一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 重要港湾においては、入港した船舶(法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶及び総トン数700トン未満の船舶を除く。)の船主は、入港1回につき入港した船舶の総トン数(総トン数に1トン未満の端数がある場合は、1トンとして計算する。)に2円(本邦の港と本邦以外の地域の港とを往来する船舶(以下「外航船舶」という。)以外の船舶にあっては、<u>1円10銭</u>)を乗じて得た額の入港料を納付しなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(占用料及び土砂採取料)</p> <p>第12条 県が管理する港湾区域内の水域又は公共空地について法第37条第1項の規定による占用又は土砂の採取(以下「占用等」という。)の許可を受けた者(以下「占用者等」という。)は、別表第2の規定により算定した額の占用料(消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあってはその額に<u>1.1</u>を乗じて得た額の占用料)又は別表第3の規定により算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額の土砂採取料を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。</p>

改正前					改正後						
ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。					ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。						
2・3 略					2・3 略						
附 則					附 則						
1～4 略					1～4 略						
(使用料に関する特例)					(使用料に関する特例)						
5 別表第1の規定の適用については、当分の間、同表中「 <u>24,170円</u> 」とあるのは、「 <u>18,500円</u> 」とする。					5 別表第1の規定の適用については、当分の間、同表中「 <u>24,610円</u> 」とあるのは、「 <u>18,840円</u> 」とする。						
別表第1（第3条、第4条関係）					別表第1（第3条、第4条関係）						
使用料					使用料						
		区分		単位	単価			区分		単位	単価
重要 港湾	泊地	プレジャーボート		船舶の長さ 1メートル につき1日	8.6円以内 で規則で定 める額	重要 港湾	泊地	プレジャーボート		船舶の長さ 1メートル につき1日	8.8円以内 で規則で定 める額
	岸壁、浮棧橋 (ヨットハー バー浮棧橋を 除く。) 又は 物揚場	プレジ ャーボ ート	プレジ ャーボ ート用 浮棧橋 を使用 する場 合		26.9円		岸壁、浮棧橋 (ヨットハー バー浮棧橋を 除く。) 又は 物揚場	プレジ ャーボ ート	プレジ ャーボ ート用 浮棧橋 を使用 する場 合		27.4円
			その他 の場合		10.8円				その他 の場合		11円
	普通船舶（総ト ン数20トン未満		総トン数1 トンにつき	4.7円 (外航船舶	普通船舶（総ト ン数20トン未満		総トン数1 トンにつき	4.8円 (外航船舶			

改正前				改正後			
	の船舶を除く。)	係留1回（ 係留時間24 時間まで)	にあつては、 4.4円)	の船舶を除く。)	係留1回（ 係留時間24 時間まで)	にあつては、 4.4円)	
			略			略	
ヨットハーバ ー浮棧橋	長さ5メートル 未満の船舶	1日	<u>850円</u>	長さ5メートル 未満の船舶	1日	<u>860円</u>	
		1月	<u>9,490円</u>		1月	<u>9,660円</u>	
	長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶	1日	<u>1,080円</u>	長さ5メートル 以上7メートル 未満の船舶	1日	<u>1,100円</u>	
		1月	<u>11,880円</u>		1月	<u>12,100円</u>	
	長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶	1日	<u>1,380円</u>	長さ7メートル 以上9メートル 未満の船舶	1日	<u>1,410円</u>	
		1月	<u>14,240円</u>		1月	<u>14,500円</u>	
	長さ9メートル 以上の船舶	1日	<u>1,830円</u>	長さ9メートル 以上の船舶	1日	<u>1,860円</u>	
		1月	<u>18,990円</u>		1月	<u>19,330円</u>	
可動橋		1回	<u>2,220円</u>	可動橋		1回	<u>2,260円</u>
歩廊橋			<u>2,260円</u>	歩廊橋			<u>2,300円</u>
上屋	雑貨上屋を使用 する場合	使用面積1 平方メート ルにつき1 日	<u>7.2円</u>	雑貨上屋を使用 する場合	使用面積1 平方メート ルにつき1 日	<u>7.3円</u>	
	水産上屋を使用 する場合		<u>12.5円</u>			水産上屋を使用 する場合	<u>12.7円</u>
	くん蒸上屋を使 用する場合	1回	<u>22,680円</u>	くん蒸上屋を使 用する場合	1回	<u>23,100円</u>	
野積場及び附	略			野積場及び附	略		

改正前				改正後					
属する施設	冷凍コンテナ用 コンセントを使用する場合		使用口数1 口につき1 時間	<u>11.5円</u>	属する施設	冷凍コンテナ用 コンセントを使用する場合		使用口数1 口につき1 時間	<u>11.7円</u>
	野積場 附属事 務所を 使用する 場合	平成8 年度に 建設し たもの を使用 するとき	使用面積1 平方メー トルにつき1 日	<u>25.4円</u>		野積場 附属事 務所を 使用する 場合	平成8 年度に 建設し たもの を使用 するとき	使用面積1 平方メー トルにつき1 日	<u>25.8円</u>
		平成29 年度に 建設し たもの を使用 するとき		<u>26.6円</u>					平成29 年度に 建設し たもの を使用 するとき
給水施設			給水量1立 方メートル	730円 (外航船舶 にあつては、 675円)	給水施設			給水量1立 方メートル	740円 (外航船舶 にあつては、 675円)
給電施設			1回(使用 時間1時間 まで)	<u>89.4円</u>	給電施設			1回(使用 時間1時間 まで)	<u>91円</u>
略				略					

改正前					改正後				
地方 港湾	荷役機械	ジブクレーンを使用する場合	1回（使用時間30分まで）	9,250円	荷役機械	ジブクレーンを使用する場合	1回（使用時間30分まで）	9,420円	
		ガントリークレーンを使用する場合		24,170円		ガントリークレーンを使用する場合		24,610円	
	泊地	プレジャーボート	船舶の長さ1メートルにつき1日	8.6円以内で規則で定める額	地方 港湾	泊地	プレジャーボート	船舶の長さ1メートルにつき1日	8.8円以内で規則で定める額
		岸壁、浮棧橋又は物揚場		プレジャーボート			10.8円		岸壁、浮棧橋又は物揚場
略				略					
備考 略					備考 略				
別表第2（第12条関係）					別表第2（第12条関係）				
港湾区域内の水域又は公共空地の占用料					港湾区域内の水域又は公共空地の占用料				
区分		単位		単価	区分		単位		単価
通路及び橋りょう		1平方メートルにつき1年		50円	道路及び橋りょう		1平方メートルにつき1年		40円
暗きよ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年		110円	暗きよ、円管及び線類	外径又は外辺が0.3メートル以上のもの	1メートルにつき1年		90円
	外径又は外辺が0.3メートル未			70円		外径又は外辺が0.3メートル未			50円

改正前				改正後			
	満のもの				満のもの		
電柱類		1本につき1年	<u>570円</u>	電柱類		1本につき1年	<u>460円</u>
物揚場等		1平方メートルにつき1年	<u>70円</u>	物揚場等		1平方メートルにつき1年	<u>60円</u>
漁業用工作物（蓄養及び養殖施設を含む。）			<u>9円</u>	漁業用工作物（蓄養及び養殖施設を含む。）			<u>8円</u>
その他			<u>100円</u>	その他			<u>80円</u>
備考 略				備考 略			

（佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例の一部改正）

第4条 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例（昭和58年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第4条関係）					別表第1（第4条関係）				
施設使用料					施設使用料				
区分		使用単位	使用料（円）		区分		使用単位	使用料（円）	
			冷暖房しない場合	冷暖房する場合				冷暖房しない場合	冷暖房する場合
博物館	1号展示室	1日	<u>2,590</u>	<u>5,720</u>	博物館	1号展示室	1日	<u>2,640</u>	<u>5,830</u>
	2号展示室	1日	<u>7,120</u>	<u>12,850</u>		2号展示室	1日	<u>7,260</u>	<u>13,090</u>
	3号展示室	1日	<u>9,070</u>	<u>16,520</u>		3号展示室	1日	<u>9,240</u>	<u>16,830</u>
	大展示室	1日	<u>10,040</u>	<u>24,190</u>		大展示室	1日	<u>10,230</u>	<u>24,640</u>

改正前					改正後								
美術 館	中展示室		1日	<u>1,510</u>	<u>3,240</u>	美術 館	中展示室		1日	<u>1,540</u>	<u>3,300</u>		
	茶室		1日	<u>4,860</u>	<u>4,860</u>		茶室		1日	<u>4,950</u>	<u>4,950</u>		
	2号展示室		1日	<u>4,320</u>	<u>7,560</u>		2号展示室		1日	<u>4,400</u>	<u>7,700</u>		
	3号展示室		1日	<u>4,420</u>	<u>7,340</u>		3号展示室		1日	<u>4,510</u>	<u>7,480</u>		
	4号展示室		1日	<u>5,720</u>	<u>10,150</u>		4号展示室		1日	<u>5,830</u>	<u>10,340</u>		
	画廊		1日	<u>1,720</u>	<u>2,800</u>		画廊		1日	<u>1,760</u>	<u>2,860</u>		
	岡田三郎助 アトリエ	アト リエ	<u>9時30分～12時</u>		240		430	岡田三郎助 アトリエ	アト リエ	<u>9時30分から12 時まで</u>		240	430
			<u>13時～18時</u>		480		<u>850</u>			<u>13時から18時ま で</u>		480	<u>860</u>
			<u>18時～22時</u>		480		<u>850</u>			<u>18時から22時ま で</u>		480	<u>860</u>
			<u>9時30分～18時</u>		<u>820</u>		<u>1,450</u>			<u>9時30分から18 時まで</u>		<u>830</u>	<u>1,470</u>
			<u>9時30分～22時</u>		<u>1,300</u>		<u>2,300</u>			<u>9時30分から22 時まで</u>		<u>1,320</u>	<u>2,340</u>
	女子 洋画 研究 所	女子 洋画 研究 所	<u>9時30分～12時</u>		190		330	女子 洋画 研究 所	女子 洋画 研究 所	<u>9時30分から12 時まで</u>		190	330
			<u>13時～18時</u>		370		<u>650</u>			<u>13時から18時ま で</u>		370	<u>660</u>
<u>18時～22時</u>				370	<u>650</u>	<u>18時から22時ま で</u>				370	<u>660</u>		

改正前						改正後					
美術 館ホ ール	入場料等を 徴収しない 場合及び入 場料等が 500円以下 の場合		9時30分～18時	630	1,110				9時30分から18 時まで	640	1,130
			9時30分～22時	1,000	1,760				9時30分から22 時まで	1,010	1,790
		平日	9時～12時	9,720	12,630	平日	9時から12時ま で	9,900	12,870		
			13時～17時	12,960	19,440		13時から17時ま で	13,200	19,800		
			18時～22時	16,200	24,300		18時から22時ま で	16,500	24,750		
			9時～17時	21,600	32,400		9時から17時ま で	22,000	33,000		
			13時～22時	28,080	42,120		13時から22時ま で	28,600	42,900		
			9時～22時	36,720	55,080		9時から22時ま で	37,400	56,100		
			9時～17時	28,080	38,880		9時から17時ま で	28,600	39,600		
		土、 日曜 日、 祝日	9時～12時	12,630	15,550	土、 日曜 日、 祝日	9時から12時ま で	12,870	15,840		
			13時～17時	16,840	23,320		13時から17時ま で	17,160	23,760		
			18時～22時	21,060	29,160		18時から22時ま で	21,450	29,700		
			9時～17時	28,080	38,880		9時から17時ま で	28,600	39,600		

改正前						改正後							
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	500円 を超え 1,000 円以下 の場合					入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	500円 を超え 1,000 円以下 の場合						
				13時～22時	<u>36,500</u>				<u>50,540</u>		で		
				9時～22時	<u>47,730</u>				<u>66,090</u>		13時から22時 まで	<u>37,180</u>	<u>51,480</u>
		平日	9時～12時	<u>14,580</u>	<u>17,490</u>			平日	9時から12時 まで	<u>14,850</u>	<u>17,820</u>		
			13時～17時	<u>19,440</u>	<u>25,920</u>				13時から17時 まで	<u>19,800</u>	<u>26,400</u>		
			18時～22時	<u>24,300</u>	<u>32,400</u>				18時から22時 まで	<u>24,750</u>	<u>33,000</u>		
			9時～17時	<u>32,400</u>	<u>43,200</u>				9時から17時 まで	<u>33,000</u>	<u>44,000</u>		
			13時～22時	<u>42,120</u>	<u>56,160</u>				13時から22時 まで	<u>42,900</u>	<u>57,200</u>		
			9時～22時	<u>55,080</u>	<u>73,440</u>				9時から22時 まで	<u>56,100</u>	<u>74,800</u>		
			土、 日曜 日、 祝日	9時～12時	<u>18,900</u>				<u>21,810</u>	土、 日曜 日、 祝日	9時から12時 まで	<u>19,250</u>	<u>22,220</u>
				13時～17時	<u>25,270</u>				<u>31,750</u>		13時から17時 まで	<u>25,740</u>	<u>32,340</u>
				18時～22時	<u>31,530</u>				<u>39,630</u>		18時から22時 まで	<u>32,120</u>	<u>40,370</u>

改正前						改正後							
				<u>9時～17時</u>	<u>42,120</u>	<u>52,920</u>				<u>9時から17時まで</u>	<u>42,900</u>	<u>53,900</u>	
				<u>13時～22時</u>	<u>54,750</u>	<u>68,790</u>				<u>13時から22時まで</u>	<u>55,770</u>	<u>70,070</u>	
				<u>9時～22時</u>	<u>71,600</u>	<u>89,960</u>				<u>9時から22時まで</u>	<u>72,930</u>	<u>91,630</u>	
		1,000円を超える場合	平日	<u>9時～12時</u>	<u>19,440</u>	<u>22,350</u>			1,000円を超える場合	平日	<u>9時から12時まで</u>	<u>19,800</u>	<u>22,770</u>
				<u>13時～17時</u>	<u>25,920</u>	<u>32,400</u>					<u>13時から17時まで</u>	<u>26,400</u>	<u>33,000</u>
				<u>18時～22時</u>	<u>32,400</u>	<u>40,500</u>					<u>18時から22時まで</u>	<u>33,000</u>	<u>41,250</u>
				<u>9時～17時</u>	<u>43,200</u>	<u>54,000</u>					<u>9時から17時まで</u>	<u>44,000</u>	<u>55,000</u>
				<u>13時～22時</u>	<u>56,160</u>	<u>70,200</u>					<u>13時から22時まで</u>	<u>57,200</u>	<u>71,500</u>
				<u>9時～22時</u>	<u>73,440</u>	<u>91,800</u>					<u>9時から22時まで</u>	<u>74,800</u>	<u>93,500</u>
		土、日曜日、祝日		<u>9時～12時</u>	<u>25,270</u>	<u>28,180</u>			土、日曜日、祝日		<u>9時から12時まで</u>	<u>25,740</u>	<u>28,710</u>
				<u>13時～17時</u>	<u>33,690</u>	<u>40,170</u>					<u>13時から17時まで</u>	<u>34,320</u>	<u>40,920</u>
				<u>18時～22時</u>	<u>42,120</u>	<u>50,220</u>					<u>18時から22時まで</u>	<u>42,900</u>	<u>51,150</u>

改正前				改正後			
			9時～17時	56,160	66,960		
			13時～22時	73,000	87,040		
			9時～22時	95,470	113,830		
						で	
						9時から17時ま	57,200 68,200
						で	
						13時から22時ま	74,360 88,660
						で	
						9時から22時ま	97,240 115,940
						で	
(注) 1～4 略				(注) 1～4 略			
5 美術館の岡田三郎助アトリエ又はホールを使用する場合において、使用単位の時間を超えて使用したときは、当該使用単位に係る施設使用料の1時間当たりの金額の150%に超過した時間を乗じて得た額を徴収する。この場合において、1時間に満たない端数があるときは30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に100円未満の端数があるときは50円未満は切り捨て50円以上は100円とする。				5 美術館の岡田三郎助アトリエ又はホールを使用する場合において、使用単位の時間を超えて使用したときは、当該使用単位に係る施設使用料の1時間当たりの金額の150パーセントに超過した時間を乗じて得た額を徴収する。この場合において、1時間に満たない端数があるときは30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に100円未満の端数があるときは50円未満は切り捨て50円以上は100円とする。			

(佐賀県立名護屋城博物館条例の一部改正)

第5条 佐賀県立名護屋城博物館条例（平成5年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第6条関係）			別表第1（第6条関係）		
施設使用料			施設使用料		
区分	使用単位	使用料（円）	区分	使用単位	使用料（円）

改正前					改正後						
				冷暖房をしない場合	冷暖房をする場合				冷暖房をしない場合	冷暖房をする場合	
企画展示室			午前9時から 午後5時まで	<u>4,450</u>	左欄に掲げる額に1時間につき <u>550</u> 円を加えた額	企画展示室		午前9時から 午後5時まで	<u>4,530</u>	左欄に掲げる額に1時間につき <u>560</u> 円を加えた額	
ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等の額が500円以下の場合	平日	午前9時から 午前12時まで	<u>9,720</u>	左欄に掲げる額に1時間につき <u>1,620</u> 円を加えた額	ホール	入場料等を徴収しない場合及び入場料等の額が500円以下の場合	平日	午前9時から 午前12時まで	<u>9,900</u>	左欄に掲げる額に1時間につき <u>1,650</u> 円を加えた額
			午後1時から 午後5時まで	<u>12,960</u>					午後1時から 午後5時まで	<u>13,200</u>	
			午後6時から 午後10時まで	<u>16,200</u>					午後6時から 午後10時まで	<u>16,500</u>	
			午前9時から 午後5時まで	<u>21,600</u>					午前9時から 午後5時まで	<u>22,000</u>	
			午後1時から 午後10時まで	<u>28,080</u>					午後1時から 午後10時まで	<u>28,600</u>	
			午前9時から 午後10時まで	<u>36,720</u>					午前9時から 午後10時まで	<u>37,400</u>	
		土曜日 日曜	午前9時から 午前12時まで	<u>12,630</u>		土曜日 日曜	午前9時から 午前12時まで	<u>12,870</u>			
			午後1時から	<u>16,840</u>			午後1時から	<u>17,160</u>			

改正前					改正後				
入場料等の額が500円を超え1,000円以下の場合	日祝日	午後5時まで			日祝日	午後5時まで			
		午後6時から 午後10時まで	<u>21,060</u>			午後6時から 午後10時まで	<u>21,450</u>		
		午前9時から 午後5時まで	<u>28,080</u>			午前9時から 午後5時まで	<u>28,600</u>		
		午後1時から 午後10時まで	<u>36,500</u>			午後1時から 午後10時まで	<u>37,180</u>		
		午前9時から 午後10時まで	<u>47,730</u>			午前9時から 午後10時まで	<u>48,620</u>		
		平日	午前9時から 午前12時まで	<u>14,580</u>			平日	午前9時から 午前12時まで	<u>14,850</u>
	午後1時から 午後5時まで	<u>19,440</u>		午後1時から 午後5時まで	<u>19,800</u>				
	午後6時から 午後10時まで	<u>24,300</u>		午後6時から 午後10時まで	<u>24,750</u>				
	午前9時から 午後5時まで	<u>32,400</u>		午前9時から 午後5時まで	<u>33,000</u>				
	午後1時から 午後10時まで	<u>42,120</u>		午後1時から 午後10時まで	<u>42,900</u>				
	午前9時から 午後10時まで	<u>55,080</u>		午前9時から 午後10時まで	<u>56,100</u>				
	土曜日	午前9時から 午前12時まで	<u>18,900</u>		土曜日	午前9時から 午前12時まで	<u>19,250</u>		

改正前					改正後				
入場料等の額が1,000円を超える場合	日曜日 祝日	午後1時から 午後5時まで	<u>25,270</u>		日曜日 祝日	午後1時から 午後5時まで	<u>25,740</u>		
		午後6時から 午後10時まで	<u>31,530</u>			午後6時から 午後10時まで	<u>32,120</u>		
		午前9時から 午後5時まで	<u>42,120</u>			午前9時から 午後5時まで	<u>42,900</u>		
		午後1時から 午後10時まで	<u>54,750</u>			午後1時から 午後10時まで	<u>55,770</u>		
		午前9時から 午後10時まで	<u>71,600</u>			午前9時から 午後10時まで	<u>72,930</u>		
		平日	午前9時から 午前12時まで			<u>19,440</u>	平日		午前9時から 午前12時まで
	平日	午後1時から 午後5時まで	<u>25,920</u>		平日	午後1時から 午後5時まで	<u>26,400</u>		
		午後6時から 午後10時まで	<u>32,400</u>			午後6時から 午後10時まで	<u>33,000</u>		
		午前9時から 午後5時まで	<u>43,200</u>			午前9時から 午後5時まで	<u>44,000</u>		
		午後1時から 午後10時まで	<u>56,160</u>			午後1時から 午後10時まで	<u>57,200</u>		
		午前9時から 午後10時まで	<u>73,440</u>			午前9時から 午後10時まで	<u>74,800</u>		
		土曜日	午前9時から			<u>25,270</u>	土曜日		午前9時から

改正前					改正後				
日 日曜 日 祝日	午前12時まで				日 日曜 日 祝日	午前12時まで			
	午後1時から 午後5時まで		<u>33,690</u>			午後1時から 午後5時まで		<u>34,320</u>	
	午後6時から 午後10時まで		<u>42,120</u>			午後6時から 午後10時まで		<u>42,900</u>	
	午前9時から 午後5時まで		<u>56,160</u>			午前9時から 午後5時まで		<u>57,200</u>	
	午後1時から 午後10時まで		<u>73,000</u>			午後1時から 午後10時まで		<u>74,360</u>	
	午前9時から 午後10時まで		<u>95,470</u>			午前9時から 午後10時まで		<u>97,240</u>	
	注 略					注 略			

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例の一部改正)

第6条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例（平成16年佐賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1 （第6条関係）			別表第1 （第6条関係）		
施設使用料			施設使用料		
施設区分	使用単位	使用料（円）	施設区分	使用単位	使用料（円）
外御書院（一之間）	略		外御書院（一之間）	略	
	午後1時から午後6時まで	<u>820</u>		午後1時から午後6時まで	<u>830</u>

改正前			改正後		
	午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1, 440</u>		午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1, 460</u>
外御書院（二之間）	午前 9 時30分から正午まで	<u>300</u>	外御書院（二之間）	午前 9 時30分から正午まで	<u>310</u>
	午後 1 時から午後 6 時まで	<u>510</u>		午後 1 時から午後 6 時まで	<u>520</u>
	午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>920</u>		午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>940</u>
外御書院（三之間）	午前 9 時30分から正午まで	<u>300</u>	外御書院（三之間）	午前 9 時30分から正午まで	<u>310</u>
	午後 1 時から午後 6 時まで	<u>610</u>		午後 1 時から午後 6 時まで	<u>620</u>
	午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1, 020</u>		午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1, 040</u>
外御書院（四之間）	午前 9 時30分から正午まで	<u>300</u>	外御書院（四之間）	午前 9 時30分から正午まで	<u>310</u>
	午後 1 時から午後 6 時まで	<u>610</u>		午後 1 時から午後 6 時まで	<u>620</u>
	午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1, 020</u>		午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1, 040</u>
外御書院（東廊下）	略		外御書院（東廊下）	略	
	午後 1 時から午後 6 時まで	<u>300</u>		午後 1 時から午後 6 時まで	<u>310</u>

改正前			改正後		
	午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>510</u>		午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>520</u>
御座間・堪忍所	略		御座間・堪忍所	略	
	午後 1 時から午後 6 時まで	<u>920</u>		午後 1 時から午後 6 時まで	<u>940</u>
	午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1,540</u>		午前 9 時30分から午後 6 時まで	<u>1,570</u>
注 略			注 略		

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
(佐賀県佐賀空港条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第1条の規定による改正後の佐賀県佐賀空港条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
(佐賀県港湾管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第3条の規定による改正後の佐賀県港湾管理条例の規定は、施行日以後の許可等に係る使用料等、占用料及び土砂採取料について適用し、施行日前の許可等に係る使用料等、占用料及び土砂採取料については、なお従前の例による。
(佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)
- 第4条の規定による改正後の佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例別表第1の規定、第5条の規定による改正後の佐賀県立名護屋城博物館条例別表第1の規定及び第6条の規定による改正後の佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例別表第1の規定は、施行日以後の許可に係る施設使用料について適用し、施行日前の許可に係る施設使用料については、なお従前の例による。